

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 小林昌子

被告 和泉市長

## 原告第3準備書面

平成31年1月25日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告らは被告補助参加人準備書面(1)に以下反論する。

### 第1 総括的反論

被告補助参加人(以下単に補助参加人)の主張には、原告の中心的主張である造園工種がそれ以外の工種と比較して、最低制限価格でのくじ落札の比率が極端に少ないこと、落札率がある範囲に収斂していること、平均の落札率が高いことの理由について何ら合理的説明がなく、それらは本件組合員の談合により生じたものであるとの原告らの主張に有効な反論は無い。

以下補助参加人の個別の主張に反論する。

### 第2 個別的反論

#### 1 造園工事の最低制限価格の変更について(準備書面 3、4 頁)

補助参加人は、平成25年度以降和泉市の造園工事の最低制限価格の予定価格に対する割合が大きくなっていると主張する。このような主張を行う理由は不明であるが、仮に最低制限価格の上昇が造園工事の落札率が高くなる背景と主張

するなら失当である。この最低制限価格の変更は、平成25年5月の最低制限価格の計算方式の見直し(甲22)により生じたもので、造園工事特有の変更ではなく、全工種について当てはまるものである。

2 和泉市の造園工事の予定価格が他市と比較して、低い金額に設定されているとの主張について(準備書面 4、5頁)

補助参加人はある積算ソフトを使用して大阪府との比較を論じているが、検証例が少なく、恣意的に検証例をあげている可能性もあり、最低制限価格でのくじ落札が多い近隣の泉大津市や高石市について、かつ和泉市の造園以外の工種について検証を行わないと、和泉市の造園工事の予定価格が低く設定されている事の検証にはならない。

もともと公共工事の予定価格は、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映されつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うとされており(甲23)、第29回和泉市入札等監視委員会の議論でも造園工事の入札が高止まりしている件の議論で、市の事務局は設計価格(予定価格)は適正に積算していると述べており(甲29の4頁)、和泉市の造園工事の予定価格が不当に低く設定されている事実はない。又予定価格が低額すぎる事が入札中止や不調の原因の一つであるが(甲30の2頁)、入札中止や不調が造園工事で多い事実もない。

本件訴訟の対象期間での工種別の入札中止・不調の件数は以下の通りであり、造園は舗装とともに入札不調・中止は1件もない。(甲28)

工種	総件数	不調・中止件数	比率(%)
土木	329	7	2.1
建築	142	10	7.0
電気	132	4	3.0
管	269	43	16.0
造園	94	0	0.0
舗装	205	0	0.0
その他	66	3	4.5

- 3 自由競争であれば必ず最低制限価格での落札になるというのではなく、最低制限価格でなければ自由競争ではないというものでもない。との主張について(準備書面5、6頁)

補助参加人は、自由競争のもとでは、入札に参加する者は、単に落札さえできればよいのではなく、他社の入札金額を推測しながら、できるだけ高い金額で落札することを目指している事を理由に前記主張をするが失当である。自由競争の下では、まず落札することが最優先であり、落札できなければできるだけ高い金額で落札することもできない。この結果自由競争では最低制限価格でのたたき合いとなることが多く、結果的に自由競争であれば全てとは言えないものの、大半が最低制限価格での落札になる。本件訴訟対象工事でくじ落札となった(自由競争となった)15件の工事は、全て最低制限価格での落札となっている。(丙2)

最低制限価格が入札前に公開されている入札では、最低制限価格でのくじ落札が多いことは周知の事実であり(甲24)、和泉市、泉大津市、高石市の入札結果もこれを裏付けている。(訴状4、5頁)

- 4 被告補助参加人が談合した事実はないとの主張について(準備書面6～9頁)

(1) A 等級工事について

補助参加人は、平成24年度と平成25年度は、本件組合に所属していない大阪府森林組合泉州支店がA等級に格付けされており、A等級の入札は、郵便入札であり、現場説明会もなく、入札者が集まる機会は全くないことから、入札者は、入札までに他の入札者を知ることは不可能であり、大阪府森林組合泉州支店が入札に参加する可能性があるから談合は不可能である。と主張する。問題はアウトサイダーである大阪府森林組合泉州支店が入札に参加するか否かである。参加する可能性がなければ、そのような業者が登録されていても何ら問題はなく談合は可能である。

大阪府森林組合泉州支店は以前から B 等級の業者であるが、平成24年と25年に限って A 等級に登録された業者である。現在も B 等級である。該業者の平成21年から23年までの入札状況(B 等級工事)を見ると、5件の指名を受けていながら、そのうち3件で辞退、1件は落札の可能性が低い予定価格での応札であり、まともに入札に参加したのは最低制限価格で応札した僅か1件にとどまる。(甲25) このことは一般的に落札意欲が著しく低いと考えざるを得ない。

又 A 等級工事は公募型指名競争入札であることから、業者が応札の意思がなければ入札に参加することはなく指名されることもない。一方公募したくても「和泉市公募型指名競争入札実施要綱(甲26)」の第4条(入札資格)に対象工事と同種同規模工事の施工実績があること。の条件があり、問題となっている平成24年度以前は B 等級の工事しか施工できないから、A 等級で必要とされる施工実績が無ければ入札に参加できない。(A 等級と B 等級では設計金額で明確に区分されている)

以上の状況から、談合グループは平成24年度と平成25年度には大阪府森林組合泉州支店の公募の可能性は低いと判断し、従来通りの談合に至ったものである。もし公募があればその時点でそれ以降の作戦を変更する即ち様子見をしたものである。結果は平成24年度と平成25年度は思惑通り、大阪府森林組合泉州支店の公募は無かった。平成26年度以降は大阪府森林組合泉州支店が再び B 等級の格付けとなったため、談合に何ら支障はなくなった。

仮に補助参加人の主張するように談合が存在しないとすると、大阪府森林組合泉州支店を含め本件組合に所属する事業者全てが競争相手となり、自由な競争下で入札することとなる。本件訴訟の対象である A 等級工事は36件あり、入札件数は264件である。このうち最低制限価格で入札したのは、平成25年度の松尾寺公園整備工事、平成29年度の黒鳥山公園整備工事でいずれも(株)藤井植物園が落札した2件に過ぎない。既に述べた如く自由な競争入

札下では落札を目指して最低制限価格で入札することが殆どであることを考えるとこのような入札はありえない。すなわち談合が行われていたのである。

(2)B 等級工事について

ア 被告補助参加人ら以外が入札に参加した場合

補助参加人は被告補助参加人らが入札会場にて他の参加者を認識してから、落札までの間に、自由に入札金額を最終的に決めていること自体、被告補助参加人らが談合をしていない証左である。と主張する。

以上の主張は、原告らが主張する談合の基本合意の、アウトサイダーが参加していた場合は自由な入札とすると同じことであり、被告補助参加人ら以外が入札に参加した工事は本件訴訟の請求の対象にもなっていない。

(訴状3頁)

イ 他方で、被告補助参加人ら以外が参加しない場合には、他社が最低制限価格では入札しないであろうことは、過去の入札結果をみれば容易に予測できると主張する。

しかしながら、どの業者が入札に参加するかは当日の入札まで不明であるから、競争の相手方は全てのB等級登録業者となる。入札価格は各事業者が種々の要素を勘案しながら、最低制限価格から予定価格までの間で応札するものであるから、それらの全てを確実に予測することは不可能である。

一方補助参加人は過去の入札結果をみれば、他社が入札結果を予測できると主張するが、それは他社が入札結果(落札率)がある範囲に収束していることが前提で、造園以外の落札率のように最低制限価格から予定価格まで分散していれば入札結果の予測など到底できない。(甲14)

即ち談合を前提にしないと成立しない主張である。

(3)最低制限価格での落札が少ないことは談合の根拠とはならないとの主張について

最低制限価格が公開されている入札では、最低制限価格でのくじ落札が大

半であることは既に述べたとおりである。(本準備書面2～3頁)これが少ないということは、他の応札者が最低制限価格で入札をしないことが事前にわかっているから可能なことであり、すなわち談合しているからである。

これに対し補助参加人は最低制限価格での入札が少ない理由として、和泉市の造園工事の予定価格が不当に低いとか、本件組合人の過去の入札結果では最低制限価格での入札はないなどと主張する。しかしながら和泉市の工事(造園)の予定価格が不当に低い事実はなく(本準備書面2頁)、また過去の入札結果をその理由とする論理は、自らのグループの入札結果を根拠とするもので循環論法であり、かつその入札結果は談合によりもたらされたものであるから補助参加人の主張は失当である。

5 落札率は自由競争の結果であり、談合を推認する事実とはならないとの主張について(補助参加人準備書面9～11頁)

補助参加人は造園の落札率が92～95%に収斂し、他の工種の落札率と大きく異なっていることは、談合の存在を抜きに考えられない(訴状7頁)との主張に対し、落札率が92～95%に収斂していないこと、92～95%の落札率が多いことは不自然でないと主張する。が失当である。

造園の工事の落札率をみると(甲14)、他の工種と比較して92～95%に収斂していることは明らかで、補助参加人が言うように92～95%に収まらないのが数件認められたとしても、造園工事の落札率の異常さ即ち談合の存在を否定することはできない。

又補助参加人は92～95%の落札率が多いことについて、造園の予定価格が低すぎることを、他社の入札結果を分析すれば不自然ではないと主張する。造園の予定価格が低すぎないこと、他社の入札結果を分析することは意味がないことについては既に明らかにしており(本準備書面2頁)、最低制限価格の対予定価格(便宜的に最低制限価格率という)が大部分85%～90%であるか

ら、落札率が92%から95%台になっても不自然ではない。との主張についても、最低制限価格率と落札率には何ら相関は存在しない(甲27)から補助参加人の主張は失当である。

又、工種別の最低制限価格率は

被告が提出した工種別費用内訳(被告答弁書10頁)

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	計
土木	57.6	7.6	19.5	15.2	100
建築	72.2	5.8	9.3	12.7	100
電気	70.5	2.1	14.3	13.1	100
管	73.1	2.2	12.8	11.9	100
造園	53.9	6.0	24.0	16.2	100
舗装	52.2	8.4	23.0	16.3	100
その他	73.8	3.7	9.0	13.5	100

に、以下の係数(甲22)を乗じたものであるから

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
係数	0.95	0.90	0.80	0.55

最低制限価格率は

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	計
土木	54.7	6.8	15.6	8.4	85.5
建築	68.6	5.2	7.4	7.0	88.2
電気	67.0	1.9	11.4	7.2	87.5
管	69.4	2.0	10.2	6.5	88.2
造園	51.2	5.4	19.2	8.9	84.7
舗装	49.6	7.6	18.4	9.0	84.5
その他	70.1	3.3	7.2	7.4	88.1

となる。造園は舗装と同様最低制限価格率が最も小さい。

即ち造園の最低制限価格率が大きいことが落札率が大きい原因であるとの補助参加人の主張は失当である。

## 6 95%ルールについて

補助参加人は、95%ルールを逸脱する入札が存在することをもって、このルールの存在を否定する。

95%ルールとは、応札額を事前に詳細にすりあわせなくても落札できる仕組みで、受注予定会社以外は落札率が95%以上になる金額で入札し、「本命」の受注予定会社は95%を切る金額で落札するというもので、落札率が95%を超えると一般的に談合が疑われるため、出来たのが同ルールである。

一部このルールを逸脱する入札が仮にあったとしても、造園の落札率を概観するとこのルールの存在に疑いはない。(甲14)

そのうえで、

落札率の逸脱を整理すると下表の通りである。A等級の93%未満は8件中5件が92%台、B等級では93%未満3件はいずれも92%台で95%超の2件は95.2%と95.04%である。いずれも逸脱の程度は小さい。(丙1, 2)

	95%超	93%未満	全体
A等級	0	8	36
B等級	2	3	38

一方

すべての入札率で95%未満は

A等級で229件中9件、B等級で172件中8件である。逸脱はいずれも93%以上で入札逸脱の程度は小さい。(丙1, 2, 甲21)

以上95%ルールを逸脱する入札が存在するのは事実であるが、その件数は少なく、逸脱の程度はいずれも僅かであり、95%ルールの存在に疑いは無い。

## 7 落札率 93.9%の意味

自由な入札で93.9%という中途半端な落札率が多発することは、通常考えられない。この93.9%の落札率は、94%の落札率で計算した入札額を丸めた結果93.9%となったものであることは既に訴状8頁で明らかにしているところである。

このような特定の値が多発する確率が自由な入札では極めて小さいことは直



感的に理解できるが、これを 91%から 95%まで 0.1%刻みで等確率で落札する(50種類の落札)前提で計算すると、以下のようになる。

平成28年度入札結果(甲10の5頁)は、入札総数21件、内一者入札が15件、そのうち 93.9%の入札が5件発生している。

	93.9	93.9	93.9	93.9	93.9	90.0から94.9までの任意の数字										
	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発生確率	1	1/50	1/50	1/50	1/50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

15個中5つを選ぶ場合の数は  ${}_{15}C_5$  で 3003 通り

93.9が5個出る確率は  $3003/50^4$  0.05 %

発生確率は2000回に1回と極めて小さい。(なお訴状では1400回に1回としているが、これは一者入札を16件と誤ったためである)

この計算は多くの前提をおいたものであるから、この通りになる保証はないが、いずれにしても 93.9%の落札が多発することは自由な落札では考えられない。

#### 8 談合によって落札業者を決めることは不可能であるとの主張について(補助参加人準備書面14頁)

補助参加人は、入札件数が限られること、入札までの期間が短いことから談合によって落札予定業者と落札金額を決めることは不可能と主張する。

落札予定業者は、入札案件が公示された段階で、落札希望業者が一者のみの場合はその業者を落札予定者とし、二者以上が希望した時はそれらの業者内で(場合によっては調整者を介して)、手持ち工事量、地区事情、関連工事の受注状況等を考慮し、話し合いで落札予定者を決定する基本合意に従えば、入札件数、入札までの期間は制約とならない。又落札価格は 95%ルールで詳細にすり合わせなく決定できる。

過去の入札実績(甲10)を見れば、落札業者は完全に均等とは言えないものの特定の業者に集中している事実もない。

9 談合していたとすればありえない入札結果が存在するとの主張について(補助参加人準備書面15、16頁)

アウトサイダーが入札に参加しているときは、談合が不可能なので各自自由な入札となり、その結果最低制限価格で応札したり、予定価格と最低制限価格の間で落札可能と思われる金額で応札する。アウトサイダーの落札を阻止する行動を強制することは無い。

A 等級で談合が可能な入札で最低制限価格で落札している工事が2件ある。(丙1の2、6頁) いずれも藤井植物園が落札している工事である。

この2件の入札結果をみると、藤井植物園以外の入札(12件)は95%ルールに従い全て95%以上で入札しており、談合により藤井植物園が落札予定者となっていたことに疑いは無い。仮に自由な入札であれば藤井植物園以外の業者の中から最低制限価格で入札したり、95%以下の金額で入札する業者がいても不思議はないがそのようにはなっていない。

藤井植物園が最低制限価格で入札した理由は定かでないが、誤って入札したり、談合の疑いを避けるため、意識的に最低制限価格で入札した可能性も否定できない。

10 アウトサイダーが入札に参加しているか否かを把握できない以上、談合は成立しないと主張について(補助参加人準備書面16～18頁)

補助参加人はアウトサイダーが応札していることを入札会場に入る前に把握していると推認できる事実を主張していないと主張する。しかしながら入札会場に入る前にアウトサイダーが入札に参加しているか否かを把握する必要は無い。入札書に入札額を記入する段階でそれがわかっているならば十分である。

入札にあたってアウトサイダーが入札に参加しているか否かは、

A 等級については本件組合以外の業者が登録されていないから、アウトサイダーの参加はありえない(平成24、25年度の大阪府森林組合泉州支店につい

ては既に述べた通り)。

一方 B 等級については郵便入札でないため、入札に際しアウトサイダーの参加を確認できる。

これに関し、監査結果及び補助参加人準備書面(1)で次のように言っている。

監査結果(甲 2 22 頁)は

「指名競争入札では、監査対象部局の主張するとおり、制度上は、指名業者が事前に入札参加者を類推することはできないが、郵便入札を採用していないため、最終的には、入札会場で参加者を確認した上で入札書に記載することが可能な状態となり、平成 24 年度から平成 29 年度(平成 30 年 1 月 30 日まで)の造園工事の入札結果からは、くじ実施のすべてが、組合に属していない業者のいずれかが参加している場合であり、組合に属している業者だけが参加している場合にはくじの実施が無い。」

補助参加人準備書面(補助参加人準備書面 1 3 頁)では

B等級の競争入札は、公募型ではない指名競争入札であることから、自社以外の誰が指名されているかを入札会場に入るまでは知ることは不可能であるが、郵便入札ではなく、入札会場で他の参加者と顔を合わせるため、入札会場において他の参加者を知ったうえで入札をすることができる仕組みになっている。

更に

補助参加人準備書面(補助参加人準備書面 1 8 頁)では

「入札会場において、本件組合に所属しない者が参加していることがわかれば、これらの者は最低制限価格で入札する可能性が極めて高いことから、他の参加者が取り得る手段は、①最低制限価格で入札をしてくじ引きに持ち込むか、②落札をあきらめるか、③当該業者が最低制限価格で入札してきた場合には落札を諦めるが、そうではない場合もゼロではないことから、それに備えて自らが落札したい金額で入札するか、の3つのうちからどれかを選択するしかない。

中略

したがって、被告補助参加人らが入札会場にて他の参加者を認識してから、落札までの間に、自由に入札金額を最終的に決めていること自体、被告補助参加人らが談合をしていない証左である。 としている。

以上から、入札に際しアウトサイダーが入札に参加しているか否かを把握でき、そのことを監査委員が認定し、補助参加人も自認しており、補助参加人の主張はあたらない。

以上